

会議録

会議の名称	第1回 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会
開催日時	令和4年7月27日（水）13時30分～15時30分
開催場所	加東市役所3階 302会議室
【出席及び欠席委員の氏名】 〈出席委員〉6人 海野 千畝子、茂木 美知子、安達 満、田中 和宏、梶本 喜己世、大城戸 聡子 〈欠席委員〉3人 岩崎 吉泰、新谷 裕亮、別惣 裕美子	
【出席した事務局職員の氏名及びその職名】 ・健康福祉部長 大西 祥隆 ・健康福祉部福祉総務課 課長 近澤 孝則 ・健康福祉部福祉総務課 副課長 篠田 玲子	
【議題、会議結果、会議の経過及び資料名】 1 議事 （1）第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画の内容についての検討 2 会議結果 （1）について 第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画の内容について審議しました。<u>異議なし</u> 3 会議の経過 別紙「令和4年度 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会（第1回）会議経過」のとおり 4 会議資料名 ・委員名簿 ・加東市DV対策基本計画策定委員会設置要綱 ・加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会の運営について（委員会設置要綱第8条） ・第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（案） ・加東市DVに関する市民意識調査結果報告書	

別紙「令和４年度 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会（第１回）会議経過」

発言者	会議の経過/発言内容
委員長	１ 開会 ２ 挨拶 ３ 自己紹介 ４ 委員長・副委員長の選出（海野委員長、岩崎副委員長） ５ 議事 [議事録署名人の指名] ・茂木 美知子委員 [議事内容] 議事１「加東市配偶者暴力対策基本計画案」について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	（事務局より「加東市配偶者暴力対策基本計画案」について説明）
委員長	ただいまの説明について御質問、御意見がありましたらお願いします。
事務局	欠席している委員のほうから、書面で５つほど質問をいただいております。一つずつ読み上げまして、事務局のほうから解答を返答させていただきたいと思います。 まず、基本計画の６ページと７ページにある本市のＤＶ相談件数と一時保護・保護命令の状況について、「相談件数の割に実際に保護された件数が少ないように感じました。相談内容がどの程度のものなのか分かりませんが、同じ人の相談が多くて実際の相談者の数としてはもっと数字が少なくなるということがあったりするかもしれませんが、保護に至らなかった相談者のその後問題が生じていないかがとても気になります」というのが１つ目の質問です。
事務局	これについては、一時保護とか保護命令に関しては、本人の了承を得ないと、なかなかそこに至らないというところもありますので、一時保護所に行くとなるといろんな規制がかかったりすることが嫌なので、身近な親類を頼る形で逃げたいという相談結果が多いので、なかなか一時保護とかその保護命令のところまで至ってないというのが現状です。 相談件数に関しても、複数回相談される方がいるので、相談している実際の人数としてはこの３０人から４０人程度というところになってくるかと思っています。 １回だけの相談という方もいらっしゃいますし、配偶者暴力相談支援センターのほうから連絡をするということができないので、その後については、追跡という形はできないですが、相談がないということは、いいとも悪いとも言えないですが、結果的には相談するところまで至らなくても何とかいけていると理解しております。
委員長	１つ目の質疑をお伺いしたいのですが。

	この兵庫県、加東市とも相談件数の内容というのは延べ数であると思っています。 それと、配偶者暴力相談支援センターのほうから追跡はできないというのは、それは個人情報の問題だとか、その信頼関係の問題を崩すからということですか。
事務局	実際にその相談者が、今どのような状況にいるかというのがこちらでは分からないので、こちらから発信してもいい状況にいるのかどうかというのが分からないというところもあるので、こちらから発信して、もし一緒に相手がいたりするとよくないので、こちらからの発信はしていないという状況です。
委員長	後追いのシステムというのを入れてもいいのではないかと、今のお話を聞いて思いました。
事務局	2点目は、8ページの基本課題Ⅰの②相談員等の資質向上の2行目になります。「令和2年度から毎月3回から4回実施」という表現をしていますけれども、研修の回数のことだと思いますが、最初に読んだときは若干分かりづらかった」という御意見です。
事務局	こころの相談業務というのが職員に対しての相談というところになるので、相談員の資質向上というところでは少し内容的には違うのではないかとと思っています。 こころの相談業務というのは、外部から来ていただいて、職員が相談を受けてというような形になっておりまして、職員の相談件数が増えているということで、月に3回から4回実施していますということなので、相談員の資質向上というところでは少し違うと思うので、これを削除するか、庁内連携というところか、庁内のほうの関係機関のところか、そちらのほうにこの内容を移したほうがいいのか、もし書くのであればそう思っております。 計画を立てた際に、基本課題Ⅰのところに入っていたということもあるのですが、内容的にはここで入れるとややこしくなると思うので、精査しないといけないと思っております。
事務局	次に同じページの基本課題Ⅱの①緊急時における安全確保のところでございます。「こちらの項目の1つ目と2つ目の内容がほぼ一緒に重複していると思いますが、どうでしょうか」ということです。
委員長	上のほうを削除して下のほうを残して掲載ということでどうかと思いますが、いかがでしょうか。 24ページのところは、これは被害者及び同伴家族の安全確保と子どもの安全確保を併記したのは、子どもに特化した安全確保もあるということを印象づけたかったからではないですか。
事務局	同伴家族だけに限らず、子どもは子どもの視点からも安全確保が必要だということですよ。

委員長	転校とか転園があるので、そのあたりのところでの情報漏洩がないようにという取組を入れたとして、ここは具体的施策としては入れていますけど。
事務局	子どもは子どもの所属であったり、その所属における関係機関であったり、その周辺の生活を整えるための安全確保というのが、言われていたことなのですが。 基本的にその子どもだけみたいなどころになることが今のところはないので、離れてというのがなかなかないので、ただ大人とは違って、学校の手続とか、教育委員会の絡みとかもあるので、そのあたりのところをこの取組の中で具体的に、その各課が取り組んでいく内容というところで上げていただくほうがよいと思って、24ページのところではそういう形で上げています。 第2次計画でなかったのかというと、あるのはあったのですが、継続していくことの基本的な方向性のところで上げている、大きな項目のところについては、この第2次計画の取組はどうだったかというようなところで、8ページ以降の取組のところに上げている形にはしているのですが。
事務局	質問については、この8ページの基本課題Ⅱの①は同じような内容なので、これはどちらかという下の方の内容で掲載させてもらうほうがいいのかは思っておりますが、いかがですか。
委員長	全体としてはお任せしていますので、それでいいでしょうか。
事務局	分かりました。
委員長	最後にありますか。
事務局	あと2つあります。11ページの基本課題のⅤの③支援を担う人材の育成というところですが、「こちらの項目に書かれている内容は、②の内容になると思われます」とあり、括弧して②に「重複した内容があり」となっています。 それと「人材育成のために何をするのか、しているのかが明記されるべきかと思えます」とあります。
事務局	ここに関しては、この加東市内でその支援団体とか支援する施設というところがないので、どちらかというと市内の支援を担う人材の育成というところになってくると思いますので、そこは職員対象にDVの研修を行ったというようなところを書いたほうが良いと思っています。 支援を担う人材育成のところでは具体的な施策として、職員に対する教育の実施等を支援とか、支援団体の育成というところが具体的な施策として上がってしまっていて、そう考えると市職員を対象としたDV研修の実施というところを取組内容として書いているので、そこを私は書いたほうが良いと思っているのですが、そちらのほうはいかがですか。

委員長	職員に対する教育の実施ということと支援を担う人材の育成ということで、教育実施は今までもやっていましたけど、それだけではなく、DV被害者の方に対するサポートシステムというようなものはあるのですか。人材を養成するような。
事務局	職員だけではないというような意味なのでしょうか。ここが薄いというような御指摘だったと思ったのですけれども。
委員長	様々なボリュームを増やすというような御意見かと思います。今は精いっぱいだから、これは必要ないということなのかどうかということも含めて教えていただければ。
事務局	被害者に対してはこういう団体があります、こういうところがあり、支援するところがありますという情報提供まではできるのですが、その支援団体自体が近隣にあるわけではなく。
委員長	次の計画で支援体制の育成というのをやるかやらないかというのは、次の課題だと思うので、現状としては職員研修はやりました、それで、例えば民間での人材の育成とかはまだなので、今後の課題となっていますとか、そういうことだと思ったのですが。 思いとして、これからのことも含めて質問もあるのかもしれないけど、これからそれをやるので、ここは現状の話ですね。
事務局	これからです。
委員	職員研修は行っていますというところが現状なわけなので、そう書かれたほうがいいという感じはしていますが、こっちにも既にも書いてありますので、この中には、という気は少ししましたけど。
委員長	だからそれを行いましたというよりは、おっしゃったほうが現状としてはいいと思うのですけど。
事務局	では職員に対する教育研修を実施したということをここに文書化して、その次に、先をどうするかというところにはなってくるかとは思いますが。
委員長	わかりました。
事務局	最後になります。24ページの計画の体系のところです。「計画の体系の中に加害者に対する何らかの対策についての項目がないのが気になります。いじめでも言えることですが、こういう問題は被害者よりむしろ加害者側の心に要因があることが多いと思うので、加害者が変わらない限り根本的な解決にはならないのではないでしょう

事務局	か。加害者とならないための若者への予防啓発はもちろん大切ですが、既に身近なところでDVが行われていたら、自分の意思で連鎖を止めることはなかなか容易ではないと思います。今いう加害者を減らすことを最優先にした上で、加害者をつくらない対策が必要だと思います」とあります。 これは国や県の動向を踏まえて、市の計画を立てるところなのですが、国や県の計画の中で、そこまでのことがうたわれていません。また、この計画は、どちらかという、被害者を守るためにどうしたらいいかという計画になっているので、加害者のことも考えないといけないとは思いますが、まずは被害者というところでの計画というところになるのではないかと理解しています。確かにその検討はいずれしていかないといけないと思うのですが、国や県の動向を見ると、まだ被害者を守るというところを中心とした計画になっているので、今回の計画の中には今のところ含めることは考えていないというところだと思います。
委員長	それ以外の委員のほうから御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
委員	DVの認知度はかなり進んでいるけど、デートDVというのはまだまだで、進んでないとお話しになったのですが、私は三田市にも入っているのですが、三田市のデートDVの認知度は40%に満たなかったです。 やはりデートDVも十分やったださっているからだと思うのです。それでデートDVは、割と年齢が高い方には確かに認知度は少ないと思うのですが、三田市より倍近く認知度はあると思って、私は逆に三田市に、具体的にデートDV事業をやっているからだと思いますと言って、加東市の自慢をしたのですが、だからもちろんもっと上げていくというのが必要だけど、具体的にそうやっているということは評価したいと思います。 それから、SNSとかインターネットの相談、そして匿名相談というあたりをどう考えるかというのは、結構今の課題だと思っていて、それで確かに匿名にするとすごく増えるのですが、私も相談現場の実感として、なかなか匿名の方は支援につながらないということがあります。 それで匿名の方は相談の予約を入れていても、平気で断りもなくキャンセルもなさるし、本当に実際の支援につながるためには、やはり名前を、通称でもいいのですが、自分の存在をある程度は話ができないと、次の支援につながらないのです。だから私はあえて通称でもニックネームでもいいから教えてと言って、相談を受けているのです。 そうすると次の電話か、LINEからの電話とか、電話か面談につながるの、件数だけを数えたら、確かに匿名だったら増えるかもしれないけど、それが本当に支援になるのかというのは正直思うところで、電話相談ではしごしている方がすごく多いのです。そういう方たちはなかなか実際の支援につながるのか、それを5年も6年もやっていると。それで少し気持ちが落ち着いたという効果はもちろんあるのですけれども、何かそれで長引かせてしまったということはあると私は実感として思うので、何を指すかというときに、自治体は実際の支援につながったり、相談だけであれば

	全国規模の相談も結構あるので、今でいうDVプラスがあったり、LINE相談もあったりするので、むしろ実際の支援につながるような形の体制を取ったほうがいいという感じはしています。 それで私はLINEもやっているのですが、それは来られた方とか、とにかくつながった方はLINEでつながることにしているのです。そうすると安否確認、ちょっとどうしているか、元気になっているかみたいなことだったり、連絡がなかったらとか、それが配偶者暴力相談支援センターでは難しいとは思いますが、もし何かそういう振り返りというか、安否確認だったり、どうしているのかという連絡であれば、少しは使えるし、実際にLINEと面談を併用して家を出られた方もいます。 面談だけだったら、お仕事を持っていたら頻繁には来られないです。そしたら明日出ることにしましたとか、実は昨日もLINEをいただいて、「家を出ました。それでお母さんが笑っているねと娘さんが言いました。ずっとお母さんは笑ってなかった。でも家を出られたら笑っているお母さんを見て、私は笑っているお母さんのほうが好きと言われました」というようなLINEをいただいたのですが、 もし可能であれば、そういう方法もあると思うのですが、匿名でオンラインでやると、誰がやるか、それから誰が責任を持つか、いろんな人とか生死に関わるような、死にたいというのもし入ってきたりするので、その辺は受けるのだったら覚悟が要ると思うのです。その辺は慎重に検討して、入れるのであれば入れたほうがいいのではないかと私は個人的に思っています。
事務局	この結果が出たときに、その辺のところも考えないといけないというのも課の中では上がっていて、24時間体制で相談が受けられるわけでもないし、緊急だったときは本当に助けないとだめとなったときに、それが夜中になったときに、そこに送られても誰も対応ができないとなったときに、この責任はどうするのだというのもし出てくるだろうというのをものすごく思ったのです。本当に行政としてできるのかどうかということも含めて、意識調査の結果としては、そのような相談場所があればいいとはなっているのですが、本当に行政ができるのかどうかというのは、検討課題なのだろうというのは、この調査を取った結果のときから少し思っているところがあって、そこは本当にこの内容を詰めていく中で考えていかないとけないと思っていました。
委員	私は、夜は返事をしないという約束でつながっているのですが、なかなか精神衛生上はよくないです。常に心配なことがあったりすると、人材を確保したりしないといけないことだし、その辺は本当に検討したほうがいいという気はしています。
事務局	先ほど委員のほうからDV相談プラスの話があったと思うのですが、これは内閣府のDV相談体制で、24時間の電話受付になるとか、24時間メール受付、チャットの受付が12時から22時という設定になっていて、加東市の令和3年度の相談の件数が延べで123件あるのですが、相談員にこれらの相談の中でDV相談プラスを通じて加東市の相談のセンターに相談が入ってきたりとか、国の相談プラスを通じて相談が入ってきたことがあったのかということを確認したら、多かったです。

委員長	るということです。直に加東市の相談センターに入ってきたのではなくて、国とか広域の市町単位ではなくて、広域で相談体制は話ができていますので、そこを経由してのつながりというのは、そこは大切なのですが、市独自でそこまでのことをやるということならば、なかなかできていかないところかとは思っています。 一歩前に出るにも、どれだけ相談員の方たちが努力しながら、やめるとか行くだとか、そんなのを行ったり来たりしながらやっと家を出るという、一つの大きな成果だと思うのですが、かなりの労力がかかっています。
委員	本当にSNSはすごいニーズが高まってきていると言われてはいますけど、相談を実際にするのは、かなり難しいと思います。若年支援というのがすごい脚光を浴びてきて、特に東京などで若年の女性支援団体で、テレビでもすごく放映されているぐらいに有名で、いかに対面の相談につなげるかということまでがすごく大事だということではよくおっしゃっているとおりのことです。 24時間体制で受けられない限り難しいのと、文字でそれこそ死にたいとか、そんな形で受けるというところをどう対処できるのか。それは別にDV相談に限らず、ほかの特に精神保健の絡みの相談だってそうでしょうけど、すごく難しいと言われてしますので、そういうところに私は手を出すというよりも、どちらかといえば当たり前のことを当たり前のように支援としてつなげることをちゃんとするというところが大事なのではないかというのは、ここ最近すごく思うところです。 大きい市はある程度、庁内連携の体制がそれなりに出来上がってきているのでいいですけど、小さいところというのは本当に当たり前のことが当たり前のようにできていない市が意外と多いです。子どもが転校の場合の事務の仕方一つを取っても、そこに情報漏洩が多いので、本当に情報が拡散されているということが、今だって本当にすごく起こっています。 例えば相談窓口でDVの相談に来て、避難しますということまで相談している相談の情報を加害者に漏らすみたいなことがあって、今でも窓口で起こっているというのが、今の特に小さいところではそれが起きているのが現状です。 それはなぜかといえば、恐らくそのDV被害者支援というところの部分で、DVを担当している担当課だけで担っていても何もできないというところがあって、例えば加東市でいえば市民課みたいなところだって、そういうところがきちんと分かっていないと、その情報が一歩漏れてしまったら、情報というのはどんどん拡散していきますので、そういう当たり前のことをまずちゃんとするというのが、私はすごくここ最近の動きを見ても大事だとすごく思います。 身体的暴力というより、今は本当にねちっこいモラハラめいた、本当に精神的暴力というのがすごく目立っていて、そういう人たちのほうがいろんなツールを使って追跡しまくるので、どうやって遠くへ逃がすかということをやっているだけなのです。そうすると本当に後はお金をどう工面させるか、お金を支援することはできませんので、いかに逃げるだけの資金をどんな形で工面できるかなければ、後はもう逃げるといようなところになってくる。それをしないと結局また支配の中に入り込んでしまっただけで結局抜け出せない。

	つい最近来られて言われていたのが、結局DVとは逃げたり戻ったりというのを繰り返していくのですけれど、シェルターだって何回も使ってこられる方だっていますし、いわゆるリピーターみたいな人たちがだっているのです。私たちにしてみれば、そうやって繰り返して逃げたり戻ったりを繰り返しながら、本気に逃げるぞというところができればいいと私たちは思っているのですがいいのですけれども、そこら辺の特質とかもいろんな窓口の方が分かっていないと、逃げられなかった被害者をすごく非難してしまったりということが窓口の対応で起こってしまうと、実際に傷つきますし、今来られている方もそれですごく言われていて、「もうすごく傷ついた、もうこれで私は逃げられないと思ったから辞めた」みたいなことを言われていました。それが現実ですので、本当に当たり前のことを当たり前にできるというのが、行政の窓口の一番の役割なのかと、私は最近いろんな動きを見てすごく思います。
委員長	このリピーターの方のお話を伺いましたがけれども、トラウマボンドというのがすごく強くて、なかなかその負の愛着などにその外傷性の絆と切り離せないということです。
委員	それで傷ついている方はすごくたくさんいます。
委員長	傷ついている方もいるだろうし、これは負の学習をしてしまうのだと思うと同時に、一生懸命やったのだけれども、またいなくなったという、すごく喪失感を専門家のほうも持つのだと思います。そこが相乗効果のようになって、もう帰ったかなというようになってしまう。それであれだけやったのに、あの人は戻ったとか、そういう表現になって、それが傷つくのです。専門家のほうも傷つくし、でももう一回してきたときには、すごく能面のような顔をされたとかいうような形で、当事者の方々も傷つくから、それがこのDVのトラウマボンドの一番きついところです。 先ほど警察が関わらなければ終わらないと思うということだったのですが、すごい抑止力になってくれたりするから、私側からしてみると、関わり方の程度は様々ですが、本当はどういうケースでも、少し顔を出したらしめないという感じはあります。
委員	警察からの指導というので変わる場合と、それでいろんな現場に事件になる前でも警察に、高齢者虐待、児童虐待、精神保健の関係、担当の行政庁が指導に行くときに危害発生、法律に基づいて援助要請というようなものもあります。そういうのがあれば当然対応させていただきます。 それ以外の場合が、ケース・バイ・ケースのところは、ストーカーという分に関して言うと、「何で警察が来たんや」と言って、市や県の職員、警察官が引き上げた後にまた密室でさらにひどい、エスカレートしてというようなこともあり得るので、基本は、警察が指導を警告したりする場合は当事者の被害者のほうに避難してもらい、避難してから指導、警告というようなことのほうが多いです。 通報があって即行く、それで事実を確認できれば被害届ができなくても逮捕する。それによっては一時的に身体への絶対安全確保をその逮捕した48時間ないし、それ

	プラス 10 日の間に、いかにして今後の生活を立て直すかというのをその方の親族だけでなく、行政機関と連携してという形に、今はなっていると思います。それはケース・バイ・ケースで、警察官が行ったほうがという場合もあると思うので、そのあたりも連携してできればとは思っています。 相談体制に関しても匿名での相談から対面での相談というのは、まさしくその相談員のスキルに関わってくるところだと思いますし、入り口は多いほうがいいと思います。警察署のストーカー・DV相談に、いきなり警察に電話してというのはあまりしないという人が、県警本部にあるストーカー・DV相談電話、24 時間対応している電話があるのですが、警察だと思わずにかけてきている方がおられて、それで「ここは県警本部です」と、「県警本部の生活安全部の当直です」と、それでDV・ストーカーの専門家が常にいるわけではないので、生活安全部門のいろんな警察官が出るのですが、正直その警察に相談するつもりがなかったとおっしゃられるような方もいらっしゃいます。 そういうことを考えると、相談窓口がより広く、いろんな機関、いろんな相談窓口が知れていて、それで入り口が多いほうがいいと思うところがあります。
委員	いろんな計画や、今までの市の取組についても、市の方の対応はよくしていただいていると思います。この少ない人数の中で、特に一時保護になった方の支援というのは、いつも迅速に対応していただいておりますし、細やかに日用品、貴重品、薬、病院まで一緒に行ってもらっていたときもありましたし、西のほうに行ってからまた東にと、一日仕事なども行っていただいたし、後は本当にその人的基盤の充実というのはあってしかるべきだと思います。
委員	加東市が作っているデートDVのパフレットを、すごく私はいいなとは思っています。子育て支援課がつくられていて、ここに加東市配偶者暴力相談支援センターも入っていたほうが、高校生とか中学生も大人になりますので、先のことを考えてあったほうがいいと思ったのと、発行年度を入れておいてほしいということで、これは計画して配っていただきたいと思いました。 24 ページの計画の体系のところ少し気になったのは、基本課題のⅣのところの基本的方向 3 のDVに関する調査研究のところの 3 番で、この男性をはじめとした障害者、高齢者、性的マイノリティという、「男性をはじめとした」というのを、ここに持ってくる必要はあるのかというのと、これがどこに係るかというのが少し引っかかった部分のところです。
事務局	男性のほうの相談とかも増えて、全くゼロというわけではないのですが、少し入ってきたりとかいうのもここ最近はある、そのあたりのところを少し出したいというのもあったので、こういう形に変えたり。文言は今から検討なので、「男性、」とか障害者とか、結局いろんな人のという意味で、その多様な幅広く調査研究したいというような形のところでいいと思うので、ここの文言に関してはこれで必ず行きますというわけではなくて、もう少し変えたほうがいいとか、こういうのは検討したほうがいいというところがあるのであれば、御意見をいただけたらと思っていました。

	「男性、」障害者とか高齢者とか、今はどちらかというDVといえは女性というのが、どうしても概念的に、その固定概念みたいなのところがあるので、女性だけではなくてという意味で「男性、」というような形にすればいいと思うので、この「をはじめとした」というところを消して、女性だけではなくてという意味でもいいのと思っています。
委員長	デートDVはかなりの数です。
事務局	そうですね。
委員長	そこはそういう形で変えてもいいのではないかと考えていますので、それで検討していただけますか。
事務局	わかりました。
委員	私も加東市に住んでいるのですが、今のパンフレットですが、全戸配布にしたのですか。
事務局	これは、中学生のデートDVの授業のときに、中学校3年生の生徒に対して配らせてもらっている分なので、全戸配布という形ではないです。
委員	今いろいろお話しされているのを聞かせてもらって、ふだんの私の生活とは全くかけ離れた世界なので、いろんなことがあると思って聞かせてもらったのですが、私はそのときにアンケートをさせてもらったと思うのです。いつ頃のことだったかというのもよく覚えてないのですが、今こういう形で、こんな冊子で出てくるというのは驚きでした。 私のところは周りでも主人もそうでしたし、そういうこともなく平平凡々に暮らしていましたので、ないないと思ったのですが。
委員長	自分から助けてほしいと言われる方は、それこそ相当悩んでおられるということですが、イメージとしていましたが、直接私が困っておられる方に聞くのではなくて、回って、あそこは少し困っておられるみたいですよということを聞かせてもらって、どんなことができるのだろうと考えるところもあるのですが、ただ家庭の中の問題であれば、直接どうというのも動けないし、それこそあっちこっちの機関にも相談はするのですが。毎日そこで聞きたいしとか。 一言ずつ皆さんに言っていたような形で、私としては人材育成のところをどうするのか、オンラインを使う話、それから後追いはどうするか、ある程度の内容は出たと、私はこの定義のところが変わってきております。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力ということになると、かなり追跡というか、追跡も難しくなるし広くなると。ここは大きく何か工夫が必要になる箇所と思いましたので、この2年でまた検討していきたいなと思っ

	ています。
委員	今日はこの2の話をするのだろうか、そのように細かいのは要らないのですけど、1年度まではここまでをうたって、2年度はこれとかいうのはあるのかとか、思ったりするのですけれど。
事務局	年4回で、策定まで行かないといけないのですが、今回は取りあえず今までの取組と前年度の評価をいつも策定委員会でさせてもらっていて、年1回でさせてもらっていたのですが、その1回目のところでの今年度の言ってみれば取組の評価と意識調査を踏まえて、今回は結果の報告をさせていただいて、来年度はこういう形で、次の計画をここまではこういう感じで今考えていますというのは、今回の1回目という形で思っていました。 2回目に関しては、この体系のところから次にその基本課題とか、具体的な施策のところとかを。
委員	それを文書化した表みたいなものは出てくるのですか。
事務局	それは2回目の案内通知と併せて、送らせてもらおうと思います。
委員長	確かに見通しと、こちらも踏まえてということができるので助かります。 よろしいですか。 それではないようですので、本日の検討内容を追加修正していただくことで進めさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。 (異議なし)
委員長	これをもちまして、第1回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会の議事を終了させていただきます。進行を司会にお返しします。 6 その他 7 閉会

令和4年 9 月 26 日

委員長 海野 千敏子 

署名人 茂木 美知子 